

# 提出用

## 村県民税 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(受付印) 山江村長様 令和 年 月 日提出		給与支払者 特別徴収義務者	名称 (氏名)						特別徴収義務者 指 定 番 号		
			所在地 (住所)						担当課(係) 担 当 者 名		
			個人番号 又は 法人番号						電 話		
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴 収税額の徴収	1月1日より退職時 までの給与支払額		
整理番号	氏名	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)							
個人番号											
給与の支払い を受けなくな った後の住 所	〒		円	月分から	円	年	1 退職	1 特別徴収継続	円		
新しい勤務先	所在地	〒		月分まで		月	2 転勤	2 一括徴収	控除社会保険料額		
	名称			円		日	3 休職	3 普通徴収			
							4 長期欠勤	※「3」を○で 囲んだ場合は、 一括徴収できな い理由欄に記入 をしてください。	円		
							5 死亡				
							6 その他				

●給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載をしてください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1 異動が本年12月31日 までで、申出があったため。 ( 月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定合計
	・	円	上記(ウ)と同額
2 異動が来年1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望が ないため。	・	円	円
	・	円	

異動者印 \_\_\_\_\_ 一括徴収した税額は 月 日に 月分と一緒に払込みます。

一括徴収できない理由
1 希望なし
2 給与又は退職手当等 の金額が未徴収税額 以下のため。
3 死亡退職

市町村処理欄	処理欄				月割額	
	課税・更正台帳	収納簿	納付書	通定書票	6月分	7月分以降
					円	円
				月分	月分以降	
				円	円	

※1月1日以降の退職者は、本人からの申出に基づくことなく一括徴収をすることとなっていますので、必ず未徴収税額をまとめて徴収してください。（地方税法第321条の5）

※異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。